2019年「医療費のお知らせ」について

リゾートトラスト健康保険組合では、加入者の皆様に「自分がいくら医療費を支払ったか」、「実際の医療費はいくらだったのか」を確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ」を発行し、配付を行って参ります。

このたび、下記内容にて、2019 年 1 月~11 月分の「医療費のお知らせ」の配付を行いますので、「医療費のお知らせ」に記載している受診状況を振り返り、ご自身、ご家族の今後の健康づくりにご活用ください。

配付時期

2020年2月下旬

配付担当部署

事業主(各事業所人事労務担当)様から配付を頂きます。

※ 被保険者様宛に配付頂きます。(世帯全員(被保険者・被扶養者)分が記載された 圧着式のハガキのもの。記載事項が多い方は一人複数枚ありますのでご留意下さい。

医療費控除について

2017年(平成29年)分の確定申告からは、医療費控除の適用を受ける際、「医療費のお知らせ」を医療費の明細書として申告書に添付できるようになりましたので、ご活用ください。(ただし、2019年12月分の明細は記載されておりませんのでご注意ください。) 医療費控除の詳細に関しては、国税庁ホームページをご覧いただくか、所轄の税務署へお問合せください。

よくあるご質問

【共通】

Q:医療費通知はいつ届くのか?

A: 2019 年 1月~2019 年 11月の「医療費のお知らせ」については、2020 年 2月下旬に会社の各事業所人事労務担当様から配付頂く予定です。

【被保険者様向け】

- Q:今回の「医療費のお知らせ」に、2019年12月分の医療費が記載されていないのはなぜか?
- A:「医療費のお知らせ」は、医療機関からのレセプト(医療機関受診)情報に基づいて作成していますが、2019 年 12 月のレセプト(医療機関受診)情報が当健康保険組合に届くまでに医療機関受診から 3ヶ月程の期間がかかるため、今回の「医療費のお知らせ」には含まれておりません。2019 年 12 月分の医療費に関しては、医療機関等が発行する領収書をご確認下さい。当健康保険組合にお問合せを頂いた場合の回答は、健康保険制度やシステム上の制約で2020 年 3 月 2 日(月)以降となります。

【事業主(各事業所人事労務担当)様向け】

- Q: (事業主あてに「医療費のお知らせ」が届いたが)従業員全員分が入っていないのは なぜか?
- A:対象期間中に医療機関を受診していない、などの理由により、「医療費のお知らせ」が 発行されないことがあります。
- Q: (事業主あてに「医療費のお知らせ」が届いたが)既に資格喪失した従業員分が入って いないが、問い合わせがあった場合はどのようにしたらよいか?
- A:今回の「医療費のお知らせ」の配付は、2020年2月3日現在の当健康保険組合加入者 (被保険者・被扶養者)の方が対象のため、それ以前に資格喪失のお手続きをされた 方のものが入っていません。お手数ですが、資格喪失されている方よりお問合せが ありましたら当健康保険組合にご連絡を頂くようご案内下さい。

【「医療費のお知らせ」に関するお問合せ・ご連絡先】

リゾートトラスト健康保険組合 TEL **052-300-8728**

E-mail rtkenpokumiai@rt-group.jp